



10月1日は、国勢調査です。



子どもから高齢者まで
住みよいまちづくりへ

国勢調査員がうかがいます

9月下旬から、国勢調査員が皆さんのお宅に調査票を配りにおうかがいます。調査票が届いたら、10月1日現在の皆さんの状況を記入してください。

ご協力お願いいたします!

数字から
明日の日本を
夢デザイン

平成 17 年標語

調査内容の秘密は守られます

法律により、国勢調査員は調査票の内容に関して、秘密を厳守することが義務付けられています。調査票は、統計を作る目的だけに使用し、厳重に管理されます。

結果はまちづくりに生かされます

例えば、世帯構成や住宅の状況は社会福祉や環境整備のための計画を、就業状況は雇用対策などの経済政策を、通勤・通学などの人の移動は交通計画や防災計画の基礎資料になります。



総務省 兵庫県 南あわじ市

屋内の備えと心構え

- ・混乱しないために、持ち出し品の準備、避難場所、避難経路の確認などを家族全員で役割分担しておく。
- ・側溝や雨どいなどのゴミは取り除き、流れをよくする。
- ・家の周りに不要なものを置かない。
- ・雨戸や窓ガラス、石垣、ブロック塀などのひび割れのチェックや補強をする。
- ・側溝や雨どいなどのゴミは取り除き、流れをよくする。
- ・家の周りに不要なものを置かない。



▲昨年の台風による高潮浸水被害(湊)

三原川の浸水想定区域図

兵庫県では、三原川と洲本川における浸水想定区域図を作成しました。まちづくり・防災課(南淡庁舎)で閲覧できますのでご利用ください。

防災ひろば 台風災害への備えは大丈夫?

避難準備は

- ・正確な気象情報を集める。
- ・浸水に備えて、貴重品や洋服、寝具などを高い場所に移動する。
- ・近所の人と避難について話し合い、日ごろからお互いに声を掛け合うようにしておく。
- ・集団をつくるなど、近所の人と協力して避難する。
- ・懐中電灯、携帯ラジオを準備しておく。
- ・病人や乳幼児、身体の不自由な方を安全な場所に避難させる。

9月11日(日) 衆議院議員総選挙

投票時間 午前7時～午後8時

期日前投票のご案内

投票日当日、仕事、買い物、レジャーなどの予定がある方、また、歩行が困難であると見込まれる方(病院で治療を受けた方・妊婦さん等)は、期日前に投票ができます。

《期日前投票のできる日時・場所》

◆三原公民館

8月31日(水)～9月10日(土)までの毎日
午前8時30分～午後8時00分

◆緑庁舎、西淡庁舎、南淡公民館

9月3日(土)～9月10日(土)までの毎日
午前8時30分～午後8時00分

◆沼島総合センター

9月7日(水)～9月9日(金)までの3日間
午前8時30分～午後5時00分

※緑庁舎、西淡庁舎、三原公民館、南淡公民館はいずれの投票所でも期日前投票ができます。

※沼島総合センターは、沼島に選挙権のある方のみ期日前投票ができます。

投票所の変更について

第4投票所 西淡社会教育センター(松帆古津路地区)
第17投票所 榎列公民館(榎列地区)
にそれぞれ変更になりました。

不在者投票について

①他の市町村での不在者投票

仕事や学業などの都合で市外に滞在のため、市内での投票ができない方は、滞在先の市区町村選挙管理委員会では不在者投票ができます。投票を希望される方は、事前に南あわじ市選挙管理委員会に投票用紙等の請求を行ってください。

②病院、老人ホーム等の指定施設での不在者投票

都道府県選挙管理委員会から指定を受けている病院、老人ホーム等の施設に入院または入所されている方は、指定施設内で不在者投票ができます。投票を希望される方は施設の管理者にお申し出ください。

選挙公報について

届出のあった候補者、政党等の政見等に関する記事を掲載した「選挙公報」を新聞折込で各戸配布する予定です。

個別での郵送を希望される方は、南あわじ市選挙管理委員会までお申し出ください。また、一度個別郵送を申し出られた方は、今後の選挙においても同様に郵送させていただきます。なお、市役所の各庁舎、公民館等の公共施設にも備えております。

10月30日(日) 南あわじ市議会議員選挙

告示日(立候補届出日)は10月23日(日)

立候補予定者説明会

▽日時 9月22日(木)午後2時～
▽場所 南淡公民館講堂(市役所南淡庁舎東隣)
※関係者の方(1陣営3名以内)はご予約ください。

届出書類の予備審査

・10月12日(水) 緑・南淡地域の立候補予定者
・10月13日(木) 西淡・三原地域の立候補予定者
※午前9時～午後5時の間、市役所中央庁舎・別館会議室にて行ないます。



みんなで投票、みんなが参加、
あなたの一票大切に。

寄附禁止・三ない運動

政治家が選挙区内の人に、お金や物を贈ることは、法律で禁止されています。また、有権者が寄附を求めるとも禁止されています。



《禁止される寄附の例》

- ・地域の行事や運動会などへの飲食物等の差入
- ・葬式の花輪・供花
- ・病氣見舞い

◆問い合わせ 市選挙管理委員会(南あわじ市市善光寺18番地27) ☎43-5004
Eメール: senkan@city.minamiawaji.hyogo.jp